

事後評価等マニュアルの 策定について

令和3年3月4日
第6回 事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

事後評価等マニュアルの検討フロー

検討プロセス

第5回事業推進部会（令和2年10月19日）

1. PFI事業事後評価における
評価項目（案）検討

昨年度の「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方」を踏まえ、
先行事例等を調査

2. マニュアルの構成案の作成

上記をもとに、マニュアルの構成案の作成

3. ヒアリング候補先の選定

マニュアルの構成案をベースとしたヒアリング候補先を選定

【ヒアリング目的】

- ▶ 事後評価等マニュアル取り纏めにあたり、PFI手法を活用した様々な事業分野における事業期間中の課題や反省点、次期事業手法の検討における論点等をサンプルとして整理するため、昨年度ヒアリングを行った事業分野以外も対象として、幅広くヒアリングを行う。
- ▶ また、「事後評価等マニュアルの構成案」をもとに、次期事業の検討を含む事後評価等の実施に際しての基本的な考え方や、留意点等についてヒアリングを行い、事後評価等マニュアル案に反映させることを目的とする。

4. ヒアリングの実施

構成案・ヒアリング候補先を固めたうえで、ヒアリング項目を策定して実施

第6回事業推進部会（令和3年3月4日）

5. マニュアル案の作成

上記のヒアリング結果をまとめ、
これを材料としてマニュアル案を作成して部会で議論



1. ヒアリング結果の概要

ヒアリング対象事業一覧

■ 各事業の事業主体である管理者および事業者の双方へヒアリングを実施

ヒアリング実施期間

- 令和2年12月10日 ～ 令和3年1月7日

主なヒアリング項目

- 事後評価の対応状況と実施における留意点、次期事業の検討の概要、事後評価等マニュアルに求めるもの

事業分野	事業名	1期事業 期間満了年度
複合施設 文化施設等	府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業	令和4年度
教育文化施設	仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業	令和2年度
福祉施設	長野市温湯地区温泉利用施設整備・運営PFI事業	令和2年度
複合施設 学校施設等	京都御池中学校・複合施設等整備事業	令和2年度
廃棄物処理施設	静岡県長泉町一般廃棄物最終処分場（仮称）整備・運営事業	令和2年度

各事業の概要と事後評価等に関する状況①

■ 府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業【複合施設・文化施設等】

		事業主体	事業手法	事業類型	事業期間	事業内容	次期事業手法検討における 主な論点と検討結果
事業概要	1期事業	東京都 府中市	PFI (BTO)	サービス 購入型	15年	・施設の整備 ・施設の維持管理 ・施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後評価等により、1期事業の事業の効果、長期で事業を実施することの優位性を確認した。 ➤ 事業者ヒアリングにより、次期の施設改修の必要性を確認した。DBO方式、PFI-RO方式で比較した結果、PFI-RO方式の方が、金融機関のモニタリング、倒産隔離等、事業継続性が高く、VFMの観点で最も効果的であった。
	次期事業		PFI (RO)	混合型	15年	・施設の維持管理・運営 (必要な改修・更新業務を追加)	

事後評価制度の有無	➤ 事後評価の制度はない。	
事後評価／次期事業検討の実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後評価を実施した。次期事業の導入可能性調査等を含めて、当初のPFI事業の効果を確認した。また、市が設置する図書館協議会において、有識者から意見を聴取し、図書館部分の事後評価をとりまとめた。 ➤ 次期事業の検討を実施した。具体的には、次期事業の導入可能性調査を実施し、民間事業者へのサウンディングも行った。 	
次期事業検討のきっかけ (事柄／タイミング)	➤ 1期事業の検討の進め方を踏襲したスケジュールを確保するため、期間満了の約4年前に、次期事業検討のスケジュールを策定し、事後評価等の手続きに着手した。	
検討体制	庁内	➤ 外部のコンサルタントに次期事業手法検討の支援業務を委託（平成30年度、令和元年度、令和2年度）し、所管部局で対応した。事後評価等の手続きの一部を上記の委託業務に含めて対応した。
	モニタリングの活用	➤ 特になし
	外部有識者会議の活用	➤ 市の直営である図書館部分については、市が設置する図書館協議会において、有識者から意見を聴取した。
その他	➤ -（事後評価等において、期間満了時のVFMを算出していない）。契約金額に基づくVFMの算出は実施している。（コンサルタントによる次期運営手法等調査の中で確認）	

各事業の概要と事後評価等に関する状況②

■ 仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業【教育文化施設】

		事業主体	事業手法	事業類型	事業期間	事業内容	次期事業手法検討における 主な論点と検討結果
事業概要	1期事業	神奈川県 川崎市	PFI (BTO)	混合型	13年	・施設の整備 ・施設の維持管理 ・施設の運営(利用受付、 トレーニング指導、広報等)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 要求水準書にて、期間満了後の長期修繕計画の提出を求めており、今後の大規模修繕を把握した。 ➤ 検討した結果、期間満了後の5年の間に大規模修繕を実施する緊急性がなかったため、指定管理者制度を採用した。
	次期事業		指定管理	—	5年	・施設の維持管理 (修繕リスクは金額で区分)	

事後評価制度の有無	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 川崎市が策定する「民間活用（川崎版PPP）推進方針」等において、事後評価制度の手続きが定められている。 	
事後評価／次期事業検討の実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 所定の制度に基づき、庁内職員が中間評価、事後評価の手続きを実施した。 ➤ 事後評価の手続きにおいて、庁内職員が次期事業の検討を実施した。検討においては、次期事業期間の取組の方向性（事業内容、施設改修の必要性等、次期事業手法）をまとめた。 	
次期事業検討のきっかけ（事柄／タイミング）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次期事業における民間活用の方向性や事業手法の検討に活かすため、期間満了の約1年半前に、事後評価等の手続きに着手した。 	
検討体制	庁内	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後評価等の手続きに際して、特定の部局にノウハウを集約して蓄積していく必要性があり、事後評価制度の所管である企画系部局が主となり対応した。企画系の部局は、事業の所管部局、建設系部局（施設のハード面の評価）と連携して対応した。 ➤ 事後評価等の手続きに際して、既存の庁内の委員会に諮り、事後評価等の進捗を報告した。
	モニタリングの活用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 維持管理・運営にあたっては、指定管理者の指定を行って実施していたため、指定管理者制度のモニタリング様式を有効に活用することができた。
	外部有識者会議の活用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後評価等の手続きに際して、客観性を保つため、既存の外部の委員会（附属機関）に諮り、事後評価等の結果を報告した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 期間満了時のVFMを算出したが、算出方法の事例がなく、外部のアドバイザーに協力を仰いだ。 	

各事業の概要と事後評価等に関する状況③

■ 長野市温湯地区温泉利用施設整備・運営PFI事業【健康増進施設】

		事業主体	事業手法	事業類型	事業期間	事業内容	次期事業手法検討における 主な論点と検討結果
事業概要	1期事業	長野県 長野市	PFI (BTO)	混合型	15年	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備 施設の維持管理 施設の運営(利用受付、売店運営、広報等) 	▶ 次期は運営業務が主体であり、設計・建設業務の費用を平準化する必要もなくなったため、指定管理者制度を採用した。
	次期事業		指定管理	混合型	5年	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理(事業者の修繕リスクを限定) 施設の運営(使用料金制を利用料金制に変更) 	

事後評価制度の有無	▶ 事後評価の制度はない。	
事後評価／次期事業検討の実施概要	▶ 今後、同様の事業を検討する際の参考とするため、事後評価を実施し、効果を検証する予定。 ▶ 庁内職員が次期事業の検討を実施した。平成27年度までに終了した全国のPFI事例36件を収集し、指定管理者制度やPFI手法を検討した。	
次期事業検討のきっかけ(事柄／タイミング)	▶ 期間満了の約3年前から次期事業の検討に着手した。	
検討体制	庁内	▶ 事業の所管部局で対応した。
	モニタリングの活用	▶ 特になし
	外部有識者会議の活用	▶ 特になし
その他	▶ - (事後評価等の実施を検討中)	

各事業の概要と事後評価等に関する状況④

■ 京都御池中学校・複合施設等整備事業【複合施設】

		事業主体	事業手法	事業類型	事業期間	事業内容	次期事業手法検討における 主な論点と検討結果
事業概要	1期事業	京都府 京都市	PFI (BTO)	サービス 購入型	17年	・施設の整備 ・施設の維持管理(テナント誘致含む)	➤ 大規模修繕の必要性を把握しており、PFI手法を視野に入れて検討したが、民間事業者へのサウンディングにて、積極的な意見が寄せられなかった。
	次期事業		業務委託	—	単年度	・施設・設備の保守点検、 清掃、警備、修繕等	➤ その後、他の学校施設とのサービス水準、維持管理費のバランスを考慮し、包括的民間委託について検討を行ったが、公契約条例による域内事業者の参画機会の確保に配慮した。

事後評価制度の有無	➤ 事後評価の制度はないが、次期事業の導入可能性調査の中で、事後評価等の手続きを実施した。	
事後評価／次期事業検討の実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後評価を実施した。次期手法としてPFI手法の導入を視野に入れており、当初事業の効果を確認する必要があったため、次期事業の導入可能性調査等に含めて、事後評価を実施した。 ➤ 次期事業の検討を実施した。具体的には、次期事業の導入可能性調査を実施し、民間事業者へのサウンディングも行った。 	
次期事業検討のきっかけ(事柄／タイミング)	➤ 次期事業手法として、当初、PFI手法を視野に入れており、1期事業の評価が必要であったため、期間満了の約2年前に、事後評価等の手続きに着手した。結果として、民間事業者の意向などを踏まえ、PFI手法は採用しないこととした。	
検討体制	庁内	➤ 外部のコンサルタントに次期事業手法検討の支援業務を委託し、所管部局で対応した。事後評価等の手続きの一部を上記の委託業務に含めて対応した。
	モニタリングの活用	➤ 次期事業手法の検討にあたって、これまでの修繕履歴に係る情報が必要であったが、PFI事業におけるモニタリングでは、詳細な修繕履歴(数量、実施時期、金額など)の報告義務がなかったため、民間事業者に個別に対応してもらう必要があった。
	外部有識者会議の活用	➤ 特になし
その他	➤ 事後評価において、期間満了時のVFMを算出していない。 (事業開始時からの契約条件に変更があった場合は、VFMを再計算することとしていたが、VFMに影響を与える要因がなかった)	

各事業の概要と事後評価等に関する状況⑤

■ 静岡県長泉町一般廃棄物最終処分場(仮称)整備・運営事業【廃棄物処理施設】

		事業主体	事業手法	事業類型	事業期間	事業内容	次期事業手法検討における 主な論点と検討結果
事業概要	1期事業	静岡県 長泉町	PFI (BOT)	サービス 購入型	15年	・施設の整備 ・施設の維持管理 ・施設の運営 (配送・回収)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 次期手法はPFI (BTO)、DBO、町による投資+長期包括業務委託を検討対象とした。 ➢ 3期45年分の容量確保の事業者提案を受け、1期事業の施設整備時1期15年分の造成工事を行ったが、民間事業者の適正な運営管理により、1期事業満了時に相当量の埋立残余量が確保できた。その為、当初予定していた2期分の造成工事が不要となったため、包括民間委託を採用した。 ➢ 1期事業の実績を踏まえ、次期事業は現SPCを1社指名とした。
	次期事業		包括的 民間委託	-	15年	・施設の維持管理 (必要な改修・更新業務を追加) ・施設の運営	

事後評価制度の有無		➢ 事後評価の制度はない。					
事後評価/次期事業検討の実施概要		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本事業は、国庫補助金の交付を受けているため、事業期間の最終年度に事後評価を実施する予定。 ➢ 次期事業の検討を実施した。具体的には、次期事業の導入可能性調査を実施した。 					
次期事業検討のきっかけ (事柄/タイミング)		➢ 次期事業手法として、1期事業に引き続き、15年の長期事業を想定しており、期間満了の2年前には債務負担行為の設定が必要であったため、期間満了の約3年前に、事後評価等の手続きに着手した。					
検討体制	庁内	➢ 事業モニタリングを行う外部のコンサルタントに次期事業手法の検討支援業務を委託し、所管部局で対応した。事後評価等の手続きの一部を上記の委託業務に含めて対応した。					
	モニタリングの活用	➢ 特になし					
	外部有識者会議の活用	➢ 特になし					
その他	期間満了時のVFMの算出	➢ - (事後評価は今後、実施予定)					

各事業の概要と事後評価等に関する状況⑥

■ その他 事後評価等マニュアルに期待する内容等について

項目	内容
検討時期・手続き	<ul style="list-style-type: none">➤ 検討に着手する時期等が明確であることが望ましい。【管理者】 «関連コメント»<ul style="list-style-type: none">• 次期事業手法としてPFI手法を視野に入れる場合、期間満了の3年以上前から事後評価の手続きに入っていないと難しい。【管理者】• PFI手法を視野に入れて、導入可能性調査を期間満了の約2年前から実施したが、様々な事業手法の検討の幅を確保するためには、より早期からの検討が必要と感じた。【管理者】➤ 次期事業手法検討について、早期段階から現事業者と協議・相談の上、検討に着手してほしい。（特に次期事業における要求水準の見直し必要性や事業費の算定にあたっての考え方等）【事業者】➤ 事業期間満了に向け、必要な手続き（期間満了時検査や備品の引継等）が明確であることが望ましい。【管理者】
事後評価等における 情報収集	<ul style="list-style-type: none">➤ 次期事業者公募にあたっての競争性確保のため、どのような開示資料が必要となるかを明示してほしい。【管理者】 «関連コメント»<ul style="list-style-type: none">• 次期事業に向けて、事業期間の修繕履歴の情報を開示する必要があったが、取りまとめに苦労した。【管理者】➤ 公募時に要求しておくべき事項（事業期間中にどのような情報を民間事業者に提出させる必要があるか等）を整理し、マニュアルで示してほしい。【管理者】 «関連コメント»<ul style="list-style-type: none">• モニタリングの月報などでは収支内訳が分からず、次期事業の予算措置が困難であった。【管理者】• モニタリングではSPCの財務指標の提出を受けていたが、SPCから委託先の支出内訳等の詳細を提出する義務がなく、費用構造などが分かりづらく、次期事業の事業費を検討する際、積算に困った。【管理者】
事後評価	<ul style="list-style-type: none">➤ 事業効果を評価するために、どのような評価項目を検討すればよいか明示してほしい。【管理者】➤ 事後評価の評価項目ごとに、評価のポイントを事例とともに示してもらえると取り組みやすい。【管理者】¹⁰

ヒアリング結果のまとめ①

1) 事後評価等で実施すべき事項等

内容	事後評価等で実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後評価等は、事後評価（事業効果等の評価）、次期事業手法の検討及び次期事業者選定（次期事業内の修繕計画の検討を含む）、期間満了検査までの手続（期間満了前修繕、物品台帳整理等）で構成される。
	事後評価等の実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後評価等に着手する時期が遅れると、時間的制約により、次期事業手法が限定されてしまう。ヒアリング結果によれば、次期事業手法の検討及び次期事業者選定には概ね3年間は必要となることから、事後評価については、期間満了の4年程度前には着手し、期間満了の3年前までには次期事業手法の検討手続きに着手する必要がある。

2) 実施体制等について

内容	庁内の検討体制	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全庁的な事後評価等のノウハウの蓄積のためには、施設所管課のみならず、企画系の部局が主導すること、引渡時修繕や次期事業の修繕計画策定の円滑な実施あたっては、技術系部署の関与することが有用である。 ➤ 次期の導入可能性調査等の一環として、事後評価を実施することで、事後評価及び次期手法の検討を一体的に実施することが可能である。
	モニタリングの活用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定管理者制度のモニタリング結果を活用することで、事後評価等における事業期間中の事業効果の基礎的な情報とすることが可能である。
	外部有識者会議の活用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後評価の手続きに際して、外部の有識者会議を活用することで、事後評価の結果について客観性を担保するとともに、次期事業手法の選定に係る妥当性を高めることが可能である。

ヒアリング結果のまとめ②

3) 事後評価等のための情報収集等

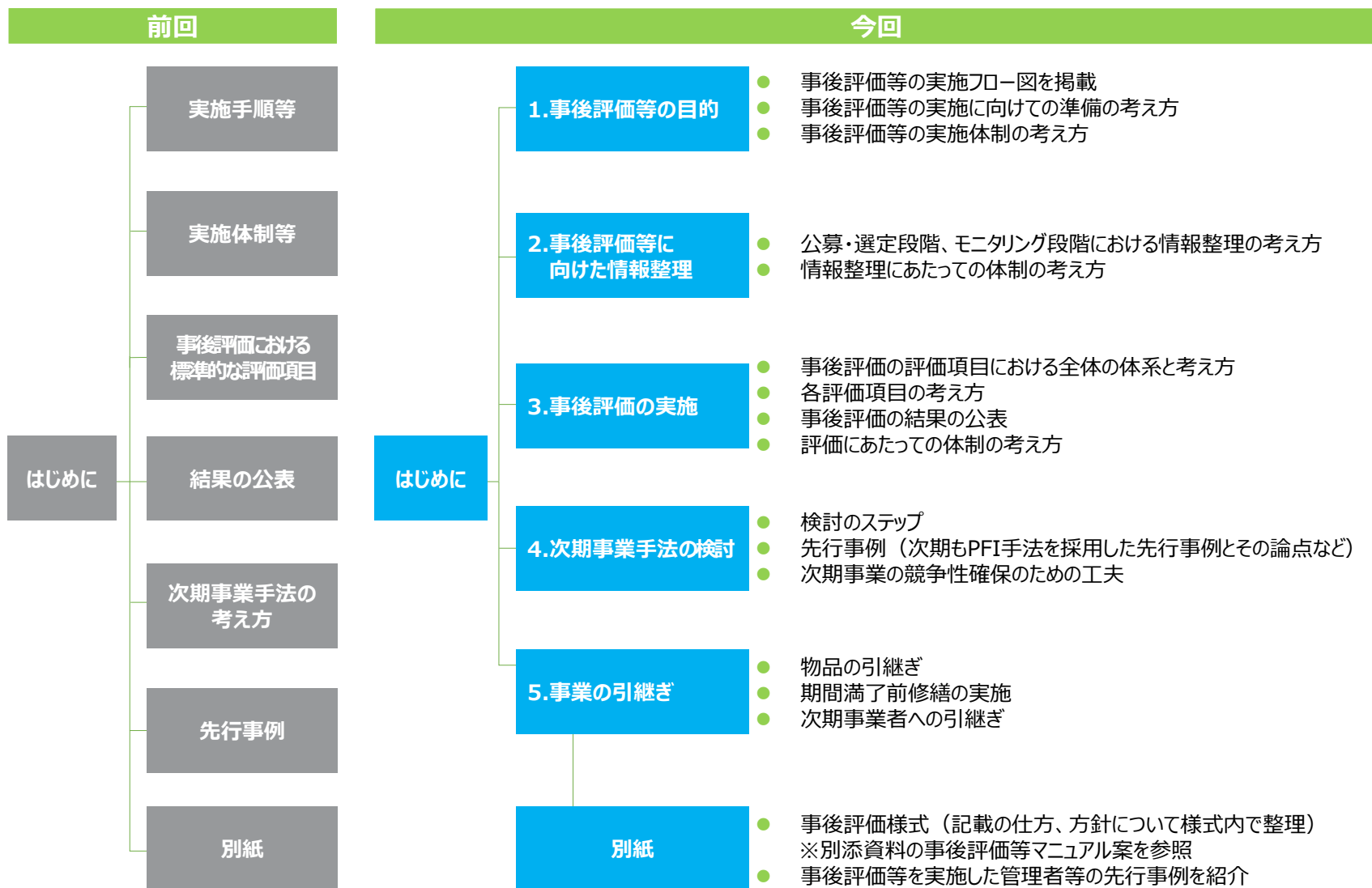
内容	事後評価等のための情報収集	<ul style="list-style-type: none">➤ マニュアルにおいて事後評価（事業効果等の評価）に必要となる評価項目を明示し、評価の考え方を示すとともに、事後評価等の先行事例を参考情報として例示する。➤ 次期事業者選定にあたっての競争性の確保や、スムーズな事業引継ぎを行うためには、詳細な修繕履歴（数量、実施時期、金額等）が必要。➤ 次期事業の予算を検討するためには、事業期間の事業者の収支の内訳を収集する必要がある。➤ 上記は、一般的なモニタリング手続きでは収集できず、事後評価等検討時に個別に民間事業者へ情報を提供を求める必要がある。
	期間満了時のVFMの算出	<ul style="list-style-type: none">➤ 多くの事例で契約開始時からの契約条件等の変更はなく、期間満了時のVFMを算出していない。➤ 期間満了時のVFMを算出する場合には、比較すべき条件の設定など庁内での対応が難しく、外部のアドバイザーの支援を要する。

2. マニュアル（案）の概要

マニュアル(案)の構成

■ マニュアル(案) 全体構成と前回の事業推進部会からの変更点

- どのような情報をいつ収集するかなどの情報整理が重要であり、公募・選定段階、モニタリング段階の対応を新たに項目立て。
- 実施体制については、上記の情報整理、事後評価等の実施段階に分けて、体制の考え方を整理。
- 事業の引継ぎを新たに項目立てし、引継ぎのポイントや作業に取り掛かる時期も整理。



1. 事後評価等の目的

- 職員のみで事後評価等を実施しているケースではかなりの負荷がかかっており、事後評価等を期間満了前と期間満了後の2ステップに分けることは必須としていない。
- 事後評価等の実施時期（期間満了4年前）や、次期事業手法の検討に着手する時期（期間満了3年前）を明記する。
- 事後評価等の手続きを見据え、事業者の公募・選定段階、モニタリング実施段階における事前準備の必要性（必要な情報が蓄積できるようにすること）を明記する。

公募・選定段階で明記するポイント

- 重要業績評価指標の設定
(Key Performance Indicator : KPI)
- 将来的に必要となる情報の収集に向けた対応

モニタリング実施段階で明記するポイント

- 管理者による毎年度のセルフチェックの実施
- 中間評価の実施の有効性
- 指定管理者制度などの既存のモニタリング制度の活用

事後評価等の実施体制の考え方のポイント

- 可能な限り職員自らのみで対応することを基本
- 庁内のプロジェクトチームでの体制
- 事後評価等のノウハウを効率的に集約するための庁内の実施体制の事例



2. 事後評価等に向けた情報整理(1/2)

- PFI事業の概要・効果に係る標準的な項目を掲載。
- ヒアリングを踏まえ、特に必要とされている内容（収支に関する情報、修繕履歴に関する情報など）を明記。
- 次期事業で具体的な建設や大規模な改修などの必要性を認識している場合、PFI手法を視野にいれて検討している事例が多く、事業手法の検討の選択肢を幅広く確保するため、情報整理の段階において、大規模修繕の把握の必要性を明記。

情報整理で明記するポイント

- 事業の概要・効果
(事業の概要や重要業績指標の項目例を例示)▶
- 事業の収入・費用の内訳整理
(収入・支出に係る項目例を例示)
- 修繕履歴の整理、施設・設備の劣化状況把握
(施設・設備の劣化状況把握における体制は次ページ参照)
- 大規模修繕の把握
- 物品台帳の整理

事業の概要に係る標準項目

- ・ 施設名称
- ・ 施設概要（所在地/建築面積・延床面積/構造/諸室概要など）
- ・ 事業の目的
- ・ 事業期間（整備期間、運営維持管理期間）
- ・ 事業方式（PFIの事業手法、支払い方式など）
- ・ 事業者の業務範囲
- ・ 選定事業者（代表企業/構成企業の名称や役割など）
- ・ 事業実施スケジュール

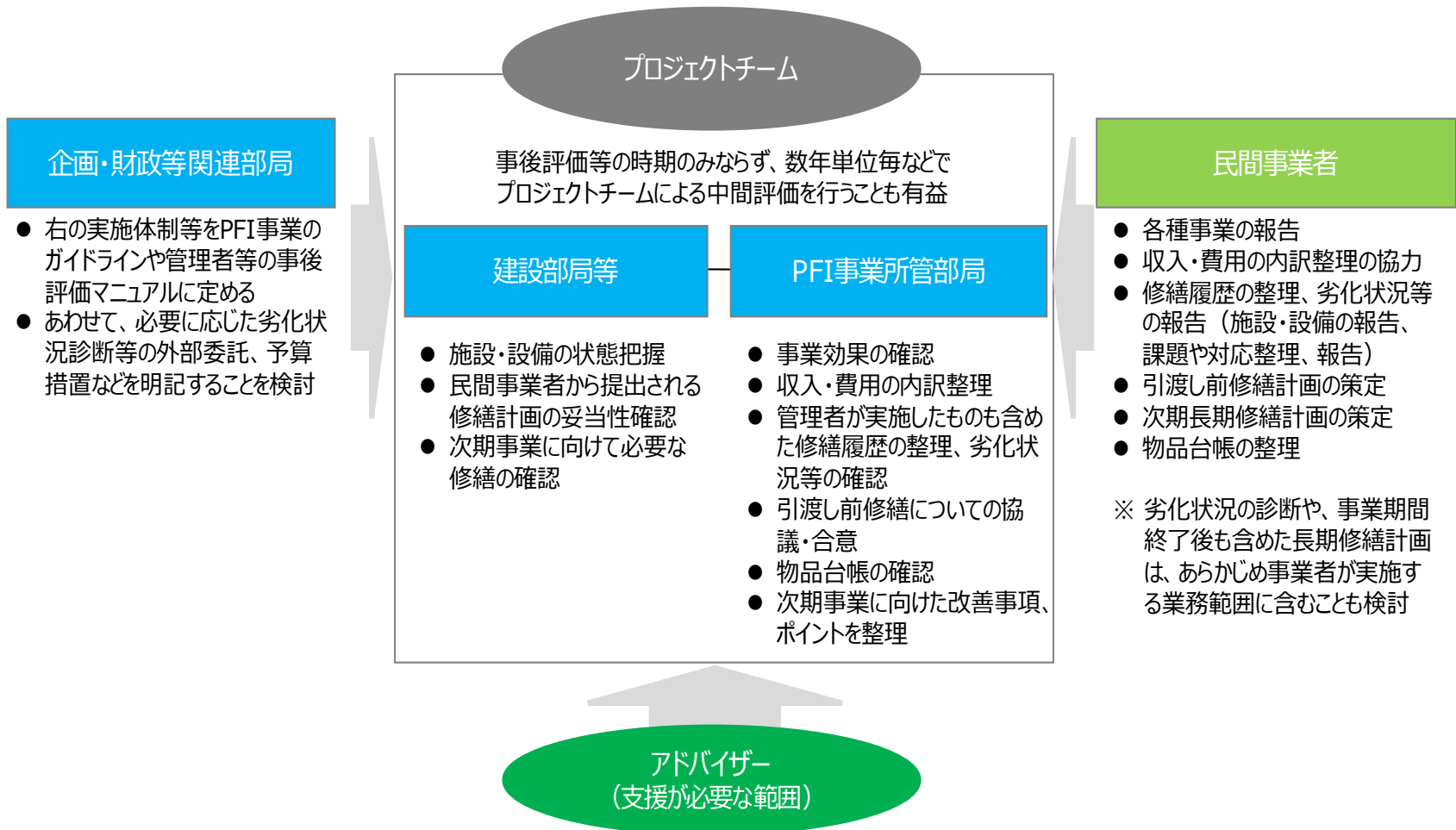
重要業績指標（KPI）に係る標準項目

- ・ 施設利用者数推移（属性別等を含む）
- ・ 施設利用者満足度調査結果推移 等

2. 事後評価等に向けた情報整理(2/2)

- 施設・設備の劣化状況の把握、期間満了前後の修繕計画の策定は、建設部局（施設のハード面に係る協力を仰ぐため）、企画・財政等の関連部局（実施体制を庁内の仕組みとして確立するため）と連携できる体制を構築することが重要であることを明記。
- 前回の事業推進部会で提示した下図の体制案について、関係者の役割をさらに具体化し、実施体制のイメージとして掲載。

施設・設備の劣化状況把握における体制のイメージ



3. 事後評価の実施(1/2)

- 事業実施状況概要は、モニタリングによって収集される情報などを活用し、効率的かつ簡便に情報を整理することを明記。
- 事業効果や課題・改善点は、PFI事業を実施したことによるメリットや留意すべき点を総括し、次期事業や今後のPFI事業の導入の参考とすることを目的として、標準的な項目を掲載。

評価項目体系として明記するポイント

- 事業実施状況概要
(標準的な項目例を例示)
- 事業効果や課題・改善点
(標準的な項目例を例示)
- 事業手法等の妥当性検証
- 次期事業について

その他 明記するポイント

- 事後評価の結果の公表
- 評価にあたっての体制
(次ページ参照)

事業実施状況概要に係る標準項目

- ・ 事業の概要
- ・ 事業目的の達成状況及び契約内容の履行状況
- ・ 事業者の財務状況 (財務モニタリングの概要等)
- ・ 施設の利用状況 (施設利用者数、施設稼働率等)
- ・ 利用者の評価等 (施設利用者満足度調査結果等)
- ・ 施設の維持管理・保全の状況
- ・ 事業者による自己評価

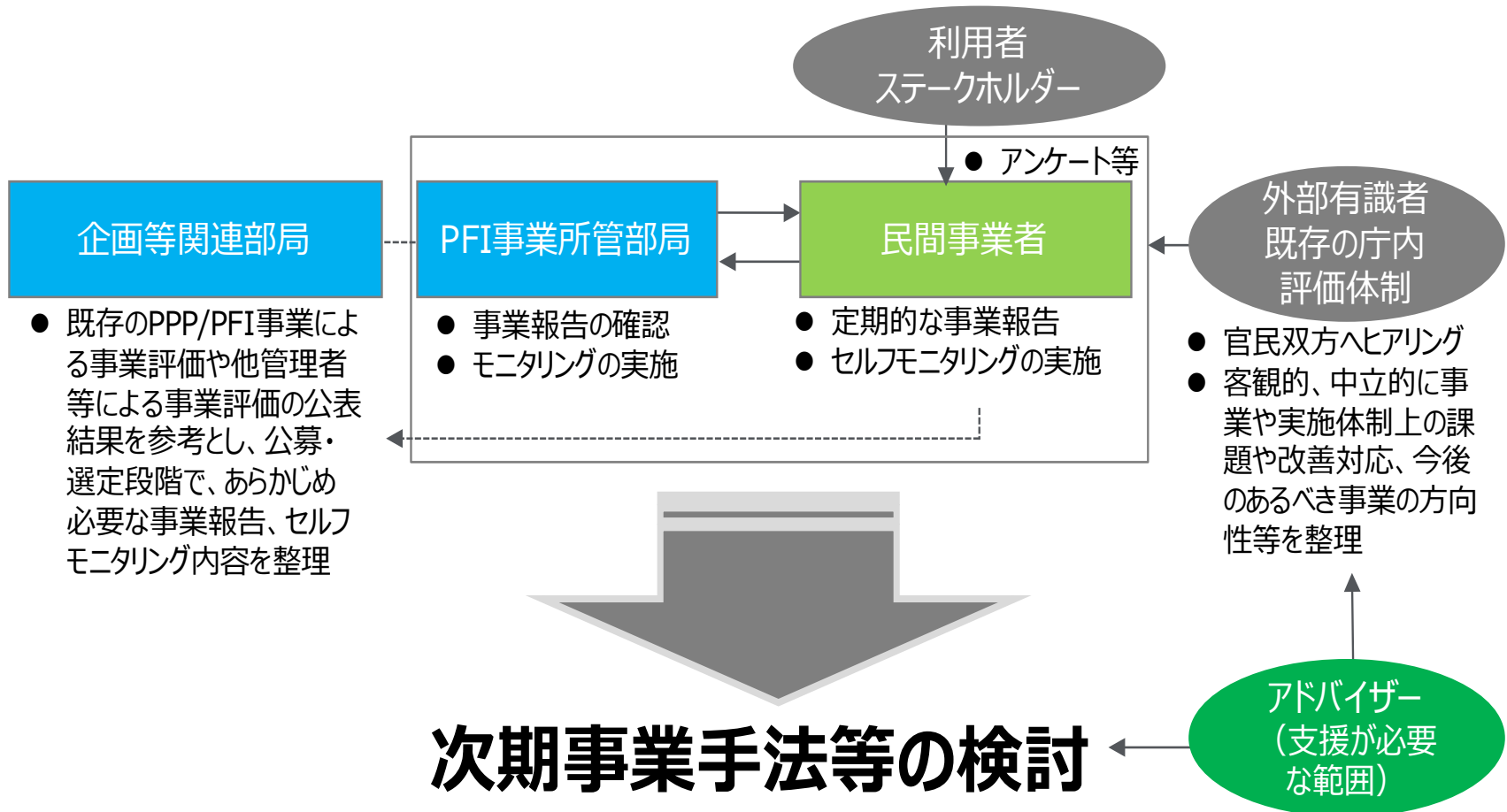
事業効果や課題・改善点に係る標準項目

- ・ 契約条件の変更点
- ・ 財政負担の軽減
- ・ 設計から運営までの一括契約効果
- ・ リスク分担の適切性
- ・ 要求水準の適切性
- ・ 事業者による自己評価

3. 事後評価の実施(2/2)

- 事後評価を客観的な視点から対外的に報告すること、事後評価の公平性を担保することを目的に、外部有識者等の第三者の意見を収取することが有効であることを明記。
- 前回の事業推進部会で提示した下図の体制案について、関係者の役割をさらに具体化し、実施体制のイメージとして掲載。

事後評価体制のイメージ



4. 次期事業手法の検討

- 次期事業手法の検討にあたっては、基本的にはPFI事業手法を含めた検討を行うこととし、調査した先行事例をもとに、次期事業を検討する判断基準を参考として掲載。
- PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引_別紙1（IV 適切なPPP/PFI手法の選択_採用手法選択フローチャートを参考として掲載。
- 次期もPFI事業（RO方式、O方式）を採用した先行事例をコラム的に掲載。
- 競争性確保において、管理者での情報発信の工夫として、サウンディングや事業者マッチングの機会の創出など、早い段階からの周知が有効であることを明記。また、民間事業者からは、参画にあたり、修繕履歴の詳細な情報開示が重要との意見が多かったため、競争性を創出するための重要な手続きとして明記。

次期事業手法検討における参考材料を整理

- 次期事業手法を検討する判断基準を掲載
(調査した先行事例をもとに整理)
- 採用手法選択フローチャートを参考として掲載
(PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引から引用)
- 次期もPFI事業を採用した先行事例を掲載
(調査した先行事例をもとに、とりまとめる内容を整理)

その他 明記するポイント

- 競争性確保のための工夫

先行事例においてとりまとめる内容

次期事業手法検討における主な論点と検討結果、及び下記の当回事業と次期事業の比較

- ・ 事業方式
- ・ 事業類型
- ・ 事業期間
- ・ 事業費
- ・ VFM
- ・ 応募者数
- ・ 次期事業の変更点など

競争性確保のための工夫

管理者での情報発信

- ・ 民間活用を検討する対象事業リストの発信

民間事業者から取り寄せる必要な情報の開示

- ・ 修繕履歴の収集・開示

5. 事業の引継ぎ

- 事後評価等マニュアルに対する要望として、期間満了に向けた終了前検査や備品の引継ぎ方法、作業に取り掛かる時期等を示すことが求められており、ポイント別の引継ぎ方法、作業の取りかかる具体的な時期の目安を明記。
- 特に管理者に帰属する物品情報は、次期事業において開示する情報ともなり、予算措置にも影響があるため、期間満了の2年前には整理に着手することを明記。
- 引継ぎにあたっての留意事項として、次期事業がいずれの事業手法であっても、将来的に様々な事業手法を選択しうる可能性も視野に入れ、修繕履歴の蓄積・データ管理等の方法をあらかじめ整理しておく必要性を明記。

事業の引継ぎのポイント

- 物品の引継ぎ
- 期間満了修繕の実施
- 次期事業者への引継ぎ
(次期事業手法の検討における判断基準を参考として例示)

各引継ぎ作業に取りかかる時期の目安

- 物品の引継ぎ
 - 概ね、期間満了の2年前には整理に着手
- 期間満了修繕の実施
 - 概ね、期間満了の1年前には整理に着手
- 次期事業者への引継ぎ
 - 最低でも3カ月程度の引継ぎ期間を確保

引継ぎにあたっての留意事項

- 個人情報の取り扱い
- 事業期間を跨る収益の取り扱い
- 次期事業以降の修繕履歴の管理